

非課税貯蓄限度額変更申告書

既に提出してある非課税貯蓄申告書の最高限度額を変更しようとするときに提出します。

非課税貯蓄限度額変更申告書

平成 年 月 日

税務署長殿

組合員証記号	503	番号	12345	12345	67890	12	
郵便番号	371-△△△△	個人番号	123456789012				
フリガナ	マエバシシモトソウジャマチ						
住所	前橋市元総社町335番地の8						
フリガナ	トネガワ	タロウ	生年	1.平成	2.昭和	3.大正	4.その他
氏名	利根川	太郎	月日	40年	10月	10日	

下記の貯蓄に係る最高限度額を変更したいので、所得税法第10条第4項の規定により、この旨申告します。

変更後の最高限度額	20万円
変更前の最高限度額	150
非課税扱いの申告をしている他の貯蓄に係る最高限度額の合計額	150
貯蓄の受入機関の営業所等	所在地 前橋市元総社町335番地の8 名称 群馬県市町村職員共済組合
非課税貯蓄申告書の提出年月日	年 月 日
(摘要)	営業所番号 2-0000604

種別  
預貯金

証印

障害者等の事実  
確認書類の名称

障害者  
その他

貯蓄の受入機関の受理印付印

組合で記入します      組合で押印します

3枚それぞれに押印してください

フリガナを必ず記入してください

- (ア) この申告書は、税務署用、共済組合控、本人控の3枚となっていますので、すべてに記入及び押印のうえ提出してください。
- (イ) 「非課税貯蓄申告書の提出年月日欄」は共済組合で記入しますので、貯金者においては記入しないでください。
- (ウ) 個人番号欄には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入してください。
- (エ) その他については、非課税貯蓄申告書の記載要領に準じて取扱ってください。
- (オ) 個人番号確認のため、次に掲げるいずれかの書類を提出してください。
  - a 個人番号カードのコピー（個人番号の記載のある面）
  - b 在住市町村長から交付された個人番号通知カードのコピー
  - c 個人番号記載の住民票の写しのコピー